

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市北区落合町135番地
氏 名 東海カッター興業株式会社
(法人にあっては、名称 代表取締役 後藤 諭
及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 新田 八朗



許可の年月日 令和4年4月21日

許可の有効年月日 令和11年4月20日

1. 事業の範囲

収集運搬（積替え・保管を除く。）

汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、
水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等であるものを除き、
特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

（以上10種類）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年11月19日	収集運搬	【新規許可】	許可番号	01604161449
平成28年5月25日	収集運搬	【変更許可】	許可番号	01604161449
平成29年11月24日	収集運搬	【更新許可】	許可番号	01609161449

5. 積替え許可の有無

無

不許複製

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

- 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
- この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。